

資料 1：食育基本法の概要

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 関係者の責務

- (1)食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2)政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3 食育推進基本計画の作成

- (1)食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④その他必要な事項
- (2)都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5 食育推進会議

- (1)内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2)都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

資料２：宝塚市食育推進会議条例

宝塚市条例第１７号

宝塚市食育推進会議条例

（設置）

第１条 食育基本法（平成１７年法律第６３号。以下「法」という。）第３３条第１項の規定に基づき、宝塚市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （１） 宝塚市食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- （２） 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項及び食育の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

（組織）

第３条 推進会議は、委員１９人以内をもって組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （１） 知識経験者 ５人
- （２） 食育の推進に関係する団体の代表者 １０人以内
- （３） 公募による市民 ３人
- （４） 関係行政機関の職員 １人

（委員の任期）

第４条 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

２ 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２ 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見又は説明の聴取）

第７条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第８条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り、これを定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（招集の特例）

２ この条例の施行の日以後最初に開かれる推進会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料 3：食育推進計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により宝塚市食育推進計画を作成するため、食育推進計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の基本の方針及び基本構想に関すること。
- (2) 計画の策定に係る部局間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、検討会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 座長は、健康福祉部健康長寿推進室長をもって充てる。

3 座長は、検討会を代表し、会議の議長となる。

4 座長は、座長に事故があるとき、その職務を代行するため、委員の中から座長代理を指名することができる。

(会議)

第4条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

3 検討会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(作業部会及び調整事務局)

第5条 座長が指定した事項について検討するため作業部会を置くとともに、作業部会を調整するため調整事務局を置く。

2 作業部会及び調整事務局は別表2及び別表3に掲げる者で構成する。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康推進課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

所 属	委 員
市民環境部	市民生活室長 環境政策課長
子ども未来部	子ども室長 子ども家庭支援センター所長 保育課長
都市産業活力部	産業国際文化室長 商工勤労課長 農政課長 消費生活センター所長
教育委員会 管理部	管理室長 学事課長
学校教育部	学校教育室長 学校教育課長
社会教育部	生涯学習室長 社会教育課長 中央公民館長
健康福祉部	健康長寿推進室長 健康推進課長

別表 2 (第5条関係)

環境政策課・子ども家庭支援センター・保育課・商工勤労課 農政課・消費生活センター・学事課・学校教育課・社会教育課 中央公民館・健康推進課の担当職員

別表 3 (第5条関係)

子ども家庭支援センター所長・農政課長・消費生活センター所長・ 学校教育課長・健康推進課長

資料４：宝塚市食育推進会議

１ 開催状況

回数	開催日	審議内容
第１回	平成２２年 ７月２９日（木）	たからづか食育推進計画（素案）について
第２回	平成２２年 ９月１３日（月）	たからづか食育推進計画（素案）について
第３回	平成２２年 １０月２２日（金）	たからづか食育推進計画（素案）について
第４回	平成２２年 １２月１７日（金）	たからづか食育推進計画（素案）について
パブリック・コメント：平成２３年１月５日（水）～２月３日（木）		
第５回	平成２３年 ２月１７日（木）	たからづか食育推進計画（素案）について

2 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	団 体 名 等
やすだ しげる ◎保田 茂	神戸大学名誉教授
やました ようこ 山下 陽子	神戸大学大学院農学研究科研究員
しまづ りょういち 嶋津 良一	宝塚市医師会
ふじた たかひこ 藤田 貴彦	宝塚市歯科医師会
まつもと まりこ 松本 眞理子	宝塚栄養士会
おかもと たかひろ 岡本 孝博	宝塚食品衛生協会
きたやま たかこ 北山 孝子	宝塚いずみ会
なかの たけし ○中野 武	宝塚市自治会連合会
なかむら ひとし 中村 仁	宝塚商工会議所
はやし じゅんこ 林 純子	宝塚市 PTA 協議会
ふじの きよこ 藤野 暉子	特定非営利活動法人消費者協会宝塚
まつだ ゆうま 松田 悠馬	兵庫六甲農業協同組合
やぶうち たつお 藪内 達生	宝塚市農会連合会
やまもと ともこ 山本 智子	宝塚エコネット
わだ えいこ 和田 英子	特定非営利活動法人 宝塚N I S I T A N I
いのうえ やすこ 井上 保子	公募による市民
おくむら しほ 奥村 志保	公募による市民
きたい けいこ 北井 恵子	公募による市民
いとう ひろみ 伊藤 裕美	兵庫県宝塚健康福祉事務所 (平成22年7月29日～平成22年8月31日)
みなぎ としお 皆木 敏夫	// (平成22年9月1日～)

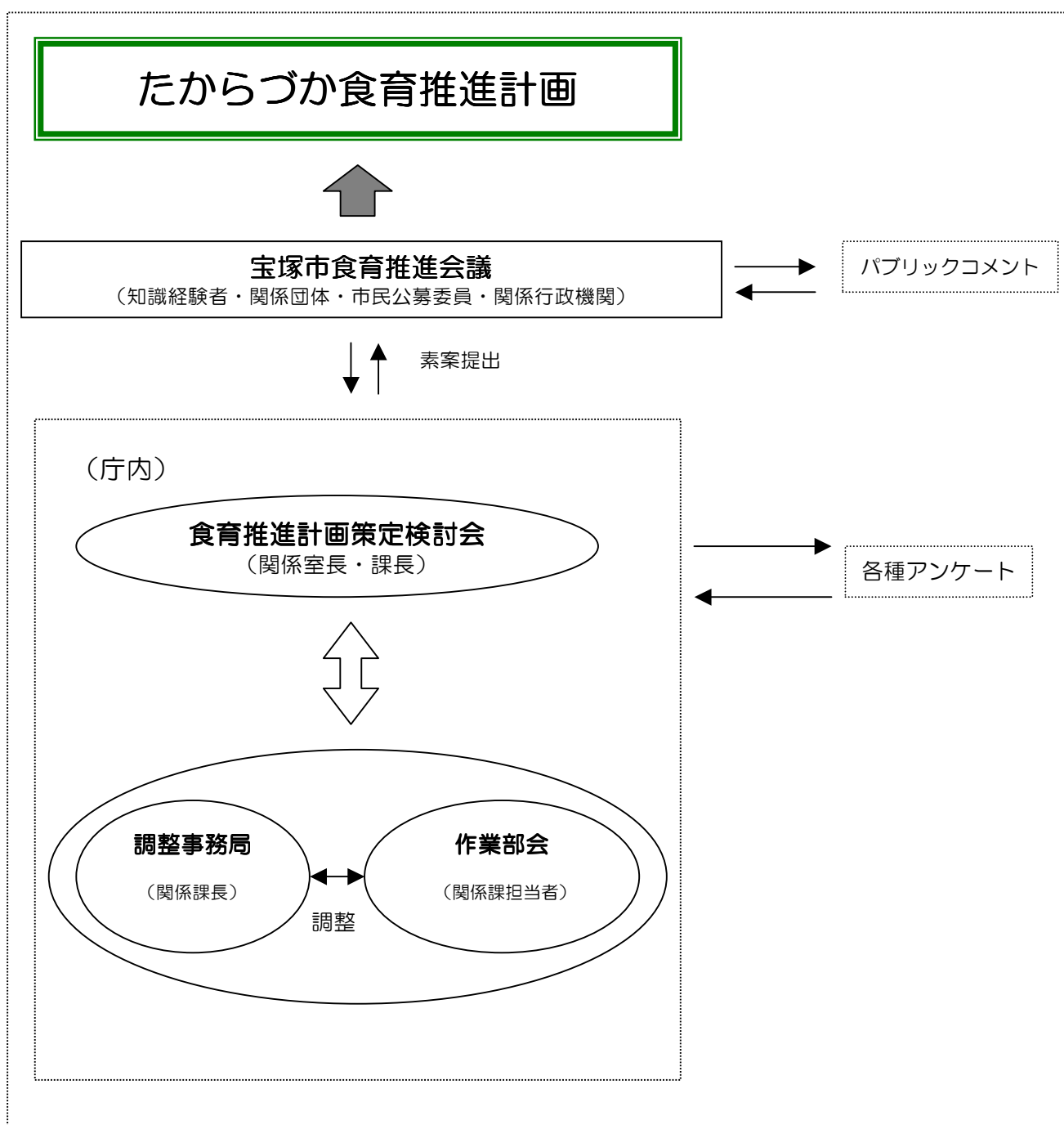
◎印は会長

○印は会長代理

資料5：計画の策定体制

1 策定体制

本市は食育推進計画の策定を市の関係課で組織する作業部会及び食育推進計画策定検討会で作成した素案をもとに、知識経験者や関係団体の代表などからなる宝塚市食育推進会議により具体的な審議をいただき作成しました。



資料6：用語説明（※）

用 語	説 明	ページ
〇ー１５７	強い腹痛と鮮血を伴う下痢が主な症状でベロ毒素産生性大腸菌といわれ、数多くある大腸菌株の分類に使われる血清型から〇ー１５７（〇抗原の１５７番目の物を持つ）と呼ばれ、非常に毒性の強い菌です。	５５
温室効果ガス	地球は、太陽からのエネルギーにより暖められており、うち一部を赤外線として外部に放出しているが、この赤外線を一部吸収し地表へ再放射する性質を持つ気体。二酸化炭素・メタン・フロンなどがある。	５８
化石燃料	動植物などの死骸が、地中に堆積し長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成し、燃料として用いられている。石油・石炭・天然ガスなどがある。	５８
学校園	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校をまとめて表す言葉のこと。	３１
カロリー（供給熱量）ベース食料自給率	その国で消費される食料がどのくらい国内で生産されるかを示す指標のことを食料自給率といい、「カロリーベース」と「生産額ベース」の二通りがあります。一般的に食料自給率といえばこの「カロリーベース食料自給率」を指します。 ＜カロリーベース食料自給率の計算方法＞ 国民１人１日当たり国産熱量/国民１人１日当たり供給熱量×１００	５１
共食	「共に楽しく食事をする」「他者と共に食事をする」「家族皆で食事をする」の意味で使われている新語のこと。	３０
健康づくり推進員	宝塚市民が主体となり、各地域における健康づくりを推進するためのリーダー及びコーディネーター的役割を果たす、まちづくり協議会から推薦された委員のこと。	４３
ごえん誤嚥	食べものや異物を気管内に飲み込んでしまうこと。また異物を消化管内に飲み込んでしまうこと。	３０
こしよく個食	家庭で一緒に食事をする人が、それぞれのメニューを食べること。	２１
こしよく孤食	家族が一緒に暮らしているのに、ひとりで食事すること。	２１
里山	居住地近くに広がる森林で、かつては薪炭林用材の伐採、落葉の採取などを通じて、地域住民に継続的に利用され、人の手が加えられることにより維持されてきた山のこと。	５８
JAS法	JAS法は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の略称で、JAS規格（農林規格）と食品表示（品質表示基準）の二つのことを定めており、農林物資の生産・取引・消費の合理化や、消費活動の適正化を図ることを目的としている。	５７

用 語	説 明	ページ
収穫祭	「西谷の農業」の実りの秋を迎えてその収穫を祝い、南部市民との交流と地産地消の推進をテーマとして、西谷ふれあい夢プラザを中心に、西谷野菜の直売や農産物の品評会、また農産物を利用した軽食や加工品の販売など、西谷地域をあげてのイベントです。開催時期は、11月の第1土日の2日間です。	48
しゅんさんしゅんしょう 旬 産旬 消	旬の生産物を旬である出盛りの時期に消費すること。	62
食育基本法	平成17年6月17日公布（同年7月15日施行）。国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に制定された法律のこと。	1
食育月間	毎年6月。国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間として、「食育推進基本計画」により定められている。	68
食育推進基本計画 （国）	平成18年3月策定。平成18年度から平成22年度までの5年間を対象とし、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育基本法に基づき、内閣府に設置される食育推進会議において作成された計画のこと。	1
食育推進計画 （兵庫県）	食の安全安心と食育に関する条例第6条に規定する食育に関する施策等を計画的に推進するためのもの。また、食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画のこと。	3
食育の日	毎月19日。食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育推進基本計画」により定められている。	68
しょくぐ 食具	食事に用いる器具。食器のこと。	36
食事バランスガイド	1日に「何を（主食・副菜・主菜・乳製品・果物）」「どれだけ」食べたらよいか、その目安をコマのイラストで示したもの。（資料8参照）	29
食品衛生法	食品の安全性の確保を目的とした法律で、名称や製造所又は加工所の所在地、製造業者又は加工者の氏名、消費期限又は品質保持期限（賞味期限）などを表示するよう義務づけている。	57
食料自給力	国内農業の食料供給力をいい、その構成要素として、農地・農業用水等の農業資源、農業者（担い手）、技術があります。 （食料・農業・農村白書（農林水産省編）より）	47

用 語	説 明	ページ
生活習慣病	「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾病群」のこと。脂質異常症、高血圧、糖尿病を含めた代表的な生活習慣病としては、肥満、高尿酸血症、循環器疾患、肝臓疾患等がある。生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気だが、生活習慣や食生活を見直すことにより様々な病気の発症や進行を予防・改善することができる。	1
宝塚いずみ会	「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、食生活改善を中心とした健康づくりを考えるボランティアグループ。正しい食生活実践を基本とした健康づくりをすすめている。	42
地球温暖化	近年、産業活動により化石燃料を元とするエネルギーが大量に使用され、大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、地表温度の上昇、降雨量の変化、風向・風速の変化などの気候変動が生じている。	58
地産地消	「地域生産、地域消費」の略で、地域でとれた生産物を地域で消費すること。	46
トレーサビリティシステム	トレーサビリティとは、英語のトレース（追跡）とアビリティ（可能）の二つの言葉を合わせた造語で、追跡可能ということ。食品のトレーサビリティは、食品の生産や加工、流通の各段階を通じて、食品の移動を把握できることをいう。つまり、食品がどこから来てどこへ行ったかわかるようにするもの。	56
夏休み子ども消費者教育	食育や金銭、環境を学習テーマとして、日常生活における生活習慣を正しく身につけることを目的として、市内各小学校（地域児童育成会）を対象に夏休み期間中に前講座を実施するもの。	54
BSE	1986年英国ではじめて見つかった牛の病気で、脳がスポンジのようになるため、「牛海綿状脳症」、俗称「狂牛病」とも言われている。2～8年の潜伏期間の後、立てなくなったり奇声を発したりその場でくるくる回ったりする行動異常などの症状が現れ、発病より2週間から6ヶ月で死に至らしめる中枢神経系の疾病のこと。	53
ひょうご安心ブランド	人と環境にやさしい栽培方法により生産し、農薬を使用した場合は残留農薬の検査(食品衛生法における残留農薬基準等の国基準の1/10以下とする)できる体制を整備した生産集団を兵庫県が認定します。認定した生産集団が生産した農産物は「ひょうご安心ブランド」として、認証マークを貼って、販売されます。	49
ひょうご食育月間	毎年10月。県民の食育に対する関心や意識を高めるため、県、市町、関係団体等が協力して、食育活動を重点的かつ効果的に実施する月としている。	68

用 語	説 明	ページ
フード・マイレージ	食品のとれた場所から食べる場所まで運ばれる距離。 食品の重量と輸送距離をかけて算出する。 フード・マイレージ（t・km）＝輸入相手国別の食料輸入量×輸出国から日本までの輸送距離 輸送距離が長いほど使用燃料が多くなり、環境に負荷を与えていることになる。	61
もったいない (MOTTAINAI)	値打ちが生かされず無駄になるのが惜しいこと。 環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア人女性、ワンガリ・マータイ氏が、来日の際に感銘を受け、環境を守る世界共通語「MOTTAINAI」として提唱している。	58
ライフステージ	人の生涯における人生の各段階のこと。	21
リスク コミュニケーション	消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというもので、関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント）が双方向性のあるものであるが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組に含まれている。	56